



犯罪予防や安全確保のための カメラ画像利用に関する有識者検討会

防犯カメラに対する不安とその対策について

(公社)全国消費生活相談員協会
理事 石田幸枝

公益社団法人全国消費生活相談員協会

■ 設立

1977年 「国民生活センターの消費生活相談員養成講座修了者の会」として発足、消費者問題の専門家集団

1987年 社団法人全国消費生活相談員協会
(経済企画庁所管、現在消費者庁)

2007年 適格消費者団体に認定 (内閣総理大臣認定)

2012年 公益社団法人全国消費生活相談員協会

■ 全国に7支部

北海道、東北、北陸、関東、中部、関西、九州

■ 会員

正会員 約1700名 賛助会員 約 80 社

■ 主な活動

- 全国3カ所の事務所で「週末電話相談」を開設
- 必要に応じて全支部で「電話相談110番」を実施
- 適格消費者団体として、事業者の不当勧誘、不当表示
不当条項等に対して差止請求や改善要望
- 消費生活相談員のレベルアップのための各種研修
- 「消費者問題出前講座」の実施
- 行政機関からの委託による消費生活相談・啓発活動
- 各省庁、業界団体、事業者等との意見交換、また、各種委員会等において消費者の声を伝える消費者委員としての活動

本日の内容

1. 防犯カメラに対する一般的な認識
2. 防犯カメラについて不安に思っていること
3. 透明性を確保するには
4. 周知する方法について

1. 防犯カメラに対する一般的な認識

- 広く認知されていること
 - ・防犯カメラは、犯罪防止や安全確保のために役立っている。
 - ・公共空間・店舗・マンション・駐車場・個人宅・車等、全国あらゆる場所に設置されている。
- あまり知られていないと思われること
 - ・防犯カメラには、顔認識システム等、高度な機能を持つものがある。
 - ・防犯カメラの顔データは、個人情報として、個人情報保護法で規制されている（利用目的とその公表、保管・管理・廃棄、第三者提供等の規定があること）
 - ・自治体の防犯カメラに関する条例やガイドラインなどの規定

2. 防犯カメラについて不安に思っていること

➤ カメラの設置に関して

- 「防犯カメラ設置店」の表示はあるが、設置場所は分からない。試着室やトイレに設置されていないか心配。
- 「防犯カメラ設置店」の表示をせずに設置しているところがあるのではないか。表示は必要と思う。
- 必要以上の情報収集が行われていないか。

➤ 画像の利用に関して

- 事業者のアプリ等との連動で個人情報が必要以上に特定されないか。
- 防犯以外にも販売促進に利用されるなど不適切に利用されていないか。
- 画像が悪用されていないか。

➤ データの管理・保管・監督等

- ・顔識別機能付きカメラで顔登録ができるということだが、間違えて登録されたりしないか。
- ・データの集積によって行動記録になりかねない。データの保管期間が気になる。(特に広域展開の事業者)
- ・データを従業員やアルバイトも利用する場合、指導や監督が行われているか。
- ・広域展開していて大量のデータが集積される事業者においては、データ管理や関わる人に対する、より厳しい教育や監督が必要と思うが行われているか。
- ・データ送受信の安全性は確保できているのか。
- ・従業員のデータ持ち出し、人為的なミス、システム不備などによる情報漏洩などはないか。

➤ 共同利用について

- ・共同利用があると聞いたが、どこの事業者がどこで共同利用しているかなどがわからない。
- ・共同利用による、データの拡散が心配。
- ・データの管理・保管・監督など責任の所在があいまいにならないか。

➤ 情報開示について

- ・自分の画像情報は、開示してもらえるのだろうか。

➤ 法令等の順守について

- ・カメラを設置している事業者が、個人情報保護法の規定や自治体の条例・ガイドラインについて認識しているか。それらの規定に則って設置・運用されているか心配。
- ・利用目的がどこに公表されているわからない。

3. 透明性を確保するには

- プライバシーに配慮し、トイレや試着室など設置を禁止する場所を定めることが必要ではないか。
- 顔識別機能付きカメラを設置している事業者は、その機能と実際にどのように利用しているか、詳細を公表すること。
- 共同利用している事業者は、その内容を公表すること。
- 広域展開している事業者や共同利用をしている事業者には、第三者による監査等が必要ではないか。
- 個人情報保護法における防犯カメラに関する規制について、国民に周知していただきたい。
- 防犯カメラを設置している事業者に対して取扱いの現状調査を行い、個人情報保護法の規定が守られているか調査が必要ではないか。

4. 周知する方法について

- 顔識別機能付きカメラを設置している事業者は、防犯カメラ設置店の表示に隣接してQRコードを掲示し、その場ですぐに個人情報保護法に基づく公表内容を参照できるようにするなど、分かりやすい表示の検討をお願いしたい。
- 防犯カメラの設置をしている事業者で個人情報の取扱い等を公表していない場合であっても、問い合わせがあれば、速やかに対応することが必要です。
- 周知の方法は、国や自治体だけではなく、事業者自らが取扱いについて広報することが必要です。
- 個人情報保護法における防犯カメラに関する規制が広く国民に周知されることによって、防犯カメラを設置するすべての人に取扱いについての注意が及ぶことを期待します。



**JAPAN ASSOCIATION
OF CONSUMER AFFAIRS
SPECIALISTS**

ご静聴ありがとうございました